

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市における定住を促進し、人口の減少を抑制するため、市内に住所を有し、市外において新たに就労する者等が負担する市外への通勤に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 常勤で、かつ、雇用期間の定めのない若しくは1年以上の雇用期間の定めのある職に就いている者又は個人事業者であって、次のいずれかに該当すること。

ア 平成27年4月以降に就労又は開業した者であって、就労又は開業した日から起算して遡り2年を経過する日の前日の属する月の前月までに大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第125条に規定する専門課程に限る。）を卒業したものであること。

イ 市外に1年以上居住した後、平成27年4月以降に市内に転入した者であって、当該転入した日において本人又は配偶者のいずれかが満40歳に満たないものであること。

(2) 定期券（特急定期券（鉄道事業者が発行する、特急列車の利用料金を含めた定期乗車券をいう。次条において同じ。）又は高速バス定期券（高速バス路線運航事業者が発行する定期乗車券をいう。）をいう。以下同じ。）を利用し、市外に通勤していること。

(3) 市税等の滞納がないこと。

(4) 市内に住所を有していること。

(5) 初めてこの要綱に係る補助金の交付を申請した日の属する月（以下「初回申請月」という。）から36月を経過していないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、月額10,000円（特急定期券を利用して通勤する場合であって、特急利用区間が佐賀駅から鳥栖駅まで、佐賀駅から新鳥栖駅又は佐賀駅から肥前山口駅までのいずれかの区間であるときは月額6,000円）とする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の規定に基づく申請は、佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金

交付申請書（様式第1号）により行うものとする。

- 2 前項の申請書は、規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書を兼ねる。
- 3 規則第3条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、継続申請（前年度以前にこの要綱に係る補助金を受給している者が、現年度においてこの要綱に係る補助金の申請を行うことをいう。）の場合にあっては、第1号及び第2号の書類は、添付を要しない。
 - (1) 第2条第1号アに該当する者にあっては、同アの卒業に係る卒業証書の写し
 - (2) 第2条第1号イに該当する者にあっては、住民票の除票、戸籍の附票その他の本市へ転入する直前に1年以上市外に居住していたことが確認できる書類（公的機関が発行したものに限る。）
 - (3) 住民票謄本
 - (4) 市税等の滞納がないことが分かる書類
 - (5) 就労証明書（様式第2号）（個人事業者にあっては、開業届出済証明書）
 - (6) 申請時点において現に保有している定期券の写し（決定通知）

第5条 規則第6条第1項の規定に基づく通知は、佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（補助期間）

第6条 補助期間は、補助金の交付を申請した日の属する月から当該年度の3月までとする。ただし、初回申請月から36月を超えて補助することはできない。

- 2 前項の規定に関わらず、この要綱に係る補助金について規則第4条の規定に基づく交付決定を受けた者（次条第3項において「補助対象者」という。）が第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、当該事由が発生した月までとする。ただし、定期券を途中で解約し、当該解約に係る料金の払い戻しを受けたときは、当該事由の発生した月の前月までとする。

（内容の変更）

第7条 規則第8条第1項の規定に基づく変更の申請は、佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金変更申請書（様式第4号）により行うものとする。

- 2 規則第8条第3項の規定に基づく変更の通知は、佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付変更通知書（様式第5号）により行うものとする。
- 3 補助対象者は、申請後の事情の変更等により、第2条に規定する要件を欠くことが明らかになったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（実績報告書）

第8条 規則第12条の規定に基づく実績報告は、佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金実績報告書（様式第6号）により行うものとする。

2 前項の報告書は、規則第12条第1号の事業実施報告書及び同条第2号の収支決算書を兼ねる。

3 規則第12条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、定期券の写しその他の補助対象期間において定期券の利用を証する書類とする。

(補助金等確定通知)

第9条 規則第13条の規定に基づく補助金等確定通知は、佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(補助金等の請求)

第10条 規則第14条第2項の規定に基づく補助金等の請求は、佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付請求書(様式第8号)により行うものとする。

(調査等)

第11条 市長は、この要綱に基づく補助金の交付及びこの要綱に基づく補助金の効果の検証のため必要な調査を実施することができる。

2 市長は、前項の調査のため必要があると認めるときは、補助対象者(補助事業が終了して3年を経過しない者を含む。)に対して、必要な書類の提出を求めることができる。

(新型コロナウイルス感染症対策に関する特例)

第12条 市長が定める期間(次項及び第3項において「特例期間」という。)の終期の属する日の翌月末日までの間、第6条第1項の規定の適用については、同項中「補助金の交付を申請した日の属する月」とあるのは「補助を受けようとする期間の最初の月」と、「ただし、」とあるのは「ただし、補助を受けようとする期間の最初の月は、令和3年1月前に遡ることはできないほか、」とする。

2 特例期間に初回申請月が属する者についての第2条、第6条第1項及び附則第3項の規定の適用については、第2条第5号中「初めてこの要綱に係る補助金の交付を申請した日の属する月(以下「初回申請月」とあるのは「初めてこの要綱に係る補助金の交付決定を受けた際における補助期間の始期の月(以下単に「最初の補助期間の始期の月」と、第6条第1項及び附則第3項の規定中「初回申請月」とあるのは「最初の補助期間の始期の月」とする。

3 特例期間に新型コロナウイルス感染症対策のため市外への通勤をしていなかった月があると市長が認める者についての第2条、第6条及び附則第3項の規定の適用については、それぞれの規定中「36月」とあるのは「36に新型コロナウイルス感染症対策のため勤務していなかったと市長が認める月数を足した月」とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月2日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現にある旧様式による帳票等は、当分の間所要の修正をして使用することができる。
(失効)
- 3 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱に係る補助金について規則第4条の規定に基づく交付決定を受けた者については、初回申請月から36月を経過するまでの間この要綱の規定はなおその効力を有する。

附 則 (令和2年3月24日佐市地政第572号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和2年3月24日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前までに初めてこの要綱による改正前の佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱(令和元年佐市地政第338号)に係る補助金の交付を申請した者についてのこの要綱による改正後の佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱第3条の規定の適用については、同条中「10,000円」とあるのは「15,000円」と、「6,000円」とあるのは「9,000円」とする。
- 3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による帳票等は、当分の間所要の修正をして使用することができる。

附 則 (令和2年5月1日佐市地政第88号)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月6日佐市地政第299号)

この要綱は、令和2年8月6日から施行する。

附 則 (令和2年9月4日佐市地政第340号)

この要綱は、令和2年9月4日から施行する。

附 則 (令和3年1月5日佐市地政第526号)

この要綱は、令和3年1月5日から施行する。

附 則 (令和3年1月18日佐市地政第539号)

この要綱は、令和3年1月18日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 佐賀市長

住所

氏名

㊞

電話番号

Email

佐賀市補助金等交付規則第3条及び佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

新規申請・継続申請の別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続
補助対象区間 (定期券利用区間のうち特急列車・高速バス利用区間)	～
補助対象期間	令和 年 月 (申請日の属する月) から 令和 年 月まで か月
交付申請額	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・卒業証書の写し (新規就労者・新規申請のみ)・住民票の除票又は戸籍の附票 (転入者・新規申請のみ)・住民票の謄本・市税等の滞納がないことが分かる証明書 (完納証明書)・就労証明書・現に保有している定期券の写し

同意書

私は、この補助金の交付を受けるにあたり、補助期間終了後3年を経過するまで、佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱第11条の規定により佐賀市長が住民基本台帳その他の公簿等の調査を行うことに同意します。

氏名

㊞

誓約書

私は、別紙「暴力団排除に関する事項」について確認し誓約します。

氏名

㊞

様式第 1 号別紙(第 4 条関係)

暴力団排除に関する確認事項

私は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

なお、佐賀市が必要な場合には、佐賀県佐賀北警察署に照会することについて承諾します。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (3) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

様式第2号(第4条関係)

就労証明書

被雇用者名		生年月日	年 月 日
勤務先	(通常勤務する場所)		
	住所	電話番号	
	事業所名		
就労年月日	年 月 日から	就労中	
	年 月 日まで	(終期がある場合)	
常勤・非常勤 の別	<input type="checkbox"/> 常勤	<input type="checkbox"/> 非常勤	
	※常勤 事業所の所定労働時間を通じて勤務する勤務形態のこと		

上記のとおりであることを証明します。

令和 年 月 日

所在地

事業所名

代表者名

印

電話番号

(担当者名)

※ この証明書は、佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付事務のために使用します。なお、記載内容について、電話等により照会させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】佐賀市地域政策課 (0952-40-7210)

様式第3号(第5条関係)

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付決定通知書

佐市地政第 号
令和 年 月 日

様

佐賀市長 秀島 敏行 印

月 日付けで申請のあった佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金の交付については、次のとおり決定したので、佐賀市補助金等交付規則第6条第1項及び佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

補助対象期間	令和 年 月から令和 年 月まで
補助対象区間	～
交付決定金額	円
交付条件	

様式第4号(第7条関係)

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金変更申請書

令和 年 月 日

(あて先) 佐賀市長

住所

氏名

印

電話番号

Email

佐賀市補助金等交付規則第8条第1項及び佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

変更の理由	
-------	--


変更後		期間1	期間2
補助対象区間等	補助対象区間	～	～
	補助対象期間	令和 年 月から 令和 年 月まで か月	令和 年 月から 令和 年 月まで か月
交付申請額		円	円
添付書類		・就労証明書（就労状況について変更がある場合のみ） ・現に保有している定期券の写し	

様式第5号(第7条関係)

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付変更通知書

佐市地政第 号
令和 年 月 日

様

佐賀市長 秀島 敏行 

月 日付けで申請のあった佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金の交付については、佐賀市補助金等交付規則第8条第3項及び佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

変更後の補助対象期間	令和 年 月から令和 年 月まで	
変更後の交付決定金額	円	
交付決定金額の内訳	令和 年 月から 令和 年 月まで	円
	令和 年 月から 令和 年 月まで	円
変更の理由		

様式第6号(第8条関係)

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 佐賀市長

住所

氏名

印

電話番号

Email

佐賀市補助金等交付規則第12条及び佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。


		期間1	期間2
補助対象期間等	補助対象区間	～	～
	補助対象期間	令和 年 月から 令和 年 月まで か月	令和 年 月から 令和 年 月まで か月
補助対象額		円	円
添付書類		補助対象期間における定期券の利用を証する書類	

様式第7号(第9条関係)

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金確定通知書

佐市地政第 号
令和 年 月 日

様

佐賀市長 秀島 敏行 

月 日付けで実績報告のあった佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金については、次のとおり額を確定したので、佐賀市補助金等交付規則第13条及び佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助対象期間	令和 年 月から令和 年 月まで
交付確定金額	円

様式第8号(第10条関係)

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付請求書

令和 年 月 日

(あて先) 佐賀市長

住所

氏名

印

電話番号

Email

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金として、次のとおり請求します。

補助年度	年度		
交付請求金額	円		
振 込 先	金融機関名	銀行 農協 金庫 組合	本店 支店 出張所 本所 支所
	口座の種類	普通・当座	店番—口座番号
	フリガナ	—	
	口座名義人		

※口座名義人は申請人と同一人となるようにしてください。